

静岡県告示第35号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成30年1月16日から起算して15日間、浜名漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

平成30年1月16日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県湖西市ときわ3-3-3	坪井	修
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪4286	密岡	智
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪529-1	大場	守
静岡県浜松市西区舞阪町舞阪2671-1	高柳	博
静岡県湖西市新居町内山2007-14	徳増	政行

2 加入区

浜名加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

浜名漁業協同組合